

J U テントリ 運営規程

JUテントリ運営規程

株式会社JUコーポレーション（以下「JUC」という）は、JUテントリの適正な運用と利用をはかるため、この規程を定める。

第1章 総 則

第1条 用語の定義

この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- ① JUナビ : JUナビ会員が、JUC運営のウェブサイト「JUナビ」を経由して参加会場が運営するオートオークションに応札・入札できる「JUリアルネットシステム」ならびに「JU入札ネットシステム」（「即落サポート」および「JUテントリ」を含む）の総称。
- ② JUテントリ : JUナビ会員が、保有車両を自己の店舗に展示したまま、インターネットを経由して、JUCが運営するJUナビの登録ファイルに売却希望価額を登録して共有在庫車両として公開する方法による売却システム。
- ③ JUTレード : JUナビが持つ機能（リアル・入札・即落）を利用して、JUナビ会員およびJUTレード会員がJUCを介して参加会場で車両を落札するシステム。
- ④ JUナビ会員 : JUリアル会員およびJU入札会員で、JUナビ利用細則にもとづきJUナビに参加が可能となった者。
- ⑤ JUTレード会員 : JUナビ会員以外で、JUTレード運営規程に基づいてその会員となった者。
- ⑥ 中商連 : 日本中古自動車販売商工組合連合会。
- ⑦ 組合 : 中商連傘下の各県中古自動車販売商工組合および北海道の事業協同組合。
- ⑧ 中商連規約 : 中商連が定めた「中商連オートオークション規約」および「中商連オートオークション運営規程」の総称。
- ⑨ 会場規約 : 参加会場が定めるオートオークション規約。
- ⑩ JUテントリ
利用細則 : 運営規程に基づきJUナビ会員およびJUTレード会員（以下、「会員等」という）がJUテントリを利用するときの具体的な運用方法を定めた規定（以下、「利用細則」という）

- ⑪ JUテントリ出品者：JUテントリに車両情報登録をして所有車両を出品登録した者（以下、「出品者」という）
- ⑫ JUテントリ申込者：JUテントリに落札のための申込みをした者（以下、「申込者」という）
- ⑬ JUテントリ落札者：JUテントリにより車両を落札した者（以下、「落札者」という）

第2条 JUテントリに適用される規約・規程

- 1 JUテントリでの取引に関しては、中商連規約およびこの運営規程が適用される。
- 2 JUテントリの運用に関しては、この運営規程ならびに利用細則に関する各規定が適用される。

第3条 JUテントリの仕組み

- 1 JUテントリのシステムは、JUナビに付帯する形で構築される。
- 2 JUテントリへの車両出品登録は、出品登録をする者が、自己検査を含む自主申告により車両情報および車両評価の登録をする方法により行う。
- 3 会員等は、本条2項の方法で登録された車両情報をJUナビのweb上で検索し、希望車両に対し落札申込みをした後、当該車両の在庫の有無および落札価額の是非を確認の上、当該車両の取引を成立させることができる。
- 4 JUテントリのシステム構築費用およびシステム運営費用は、JUCが負担する。

第4条 組合とJUCとの業務提携契約

- 1 組合とJUCは、JUテントリの推進に関する業務提携契約を締結する。
- 2 前項の契約が締結されたとき、組合は第5条に定める役割を果たすものとする。
- 3 本条1項の契約が締結されたとき、JUCは第6条に定める役割を果たすものとする。

第5条 組合の役割

- 1 組合は、自己の会員に対しJUテントリへの出品登録の促進および出品の取りまとめを行う。
- 2 組合は、会員から出品登録の代行の要請があった場合、別途定める代行登録料を徴収して当該車両の出品登録を行う。
- 3 組合は、出品登録の促進策として会員への登録説明会を開催する。
- 4 組合は、JUCより要請があった場合、JUCと協力して自己の会員に向けた出品促進策を実施する。

第6条 JUCの役割

- 1 JUCは、JUテントリシステムをJUナビ内に構築するとともに、その仕組みが正常に運営されるようシステム等を管理・運営する。

- 2 JUCは、JUテントリを成立させるため、取引仲介業務を行う。
- 3 JUCは、JUテントリによる会員の落札があった場合、落札車両代金、落札手数料および自動車税精算金等の落札者として履行すべき金銭（以下、「落札代金等」という）の支払、落札車両の搬出、登録関係書類（以下、「書類」という）の受け渡し、およびクレームへの対応等をする。

第7条 中商連の役割

- 1 中商連は、JUテントリの推進のためJUCと協力して、組合への事業推進の要請、機関紙でのPR・告知、会員への啓蒙活動等を行う。
- 2 中商連は、本事業所管の委員会において、本事業の推進のための諸施策の検討とその実施へ向けての支援を行う。

第2章 JUテントリの運用

第8条 車両の評価と登録

- 1 出品登録をしようとする者は、自らの責任に基づき車両基本情報および車両状態の評価結果等をJUナビの登録ファイルに登録しなければならない。
- 2 前項の登録方法、車両評価の基準等はJUCが別途定める方法・基準により行うものとする。

第9条 車両検索と落札申込

- 1 JUテントリの車両検索は、JUナビ上で行う。
- 2 JUテントリの落札申込は、JUナビのJUテントリのweb画面より落札申込の操作をすることにより行う。価額交渉可能な車両の場合は落札申込の操作後、落札希望価額を入力することにより行う。

第10条 価額交渉

- 1 出品者が価額交渉可能な登録をした車両に申し込みがあった場合、JUCは出品者と申込者との仲介を行い、価額交渉の成立をもって落札とする。
- 2 前項の出品時の登録方法、申込方法および価額交渉の方法については、JUCが別途定めるものとする。

第11条 落札と車両の引渡しと名義変更等

- 1 JUテントリの落札があったときは、JUCおよび当該落札者は、それぞれ下記の各号に定める対応、処理等を行わなければならない。
 - ① JUCは、自己が提携する陸送業者の運搬によって当該自動車当該落札者に引き渡されるように取り計らう。
ただし、JUCは、決済事故防止のため、落札代金の決済後に落札車両が出品者

から搬出される等の処置を講じることができる。

- ② 落札者は、落札車両の引渡を受けた後速やかに落札車両とweb上の記載事項を確認し、検収する。
 - ③ JUCは、自己が提携する宅配便業者によって書類が落札者に引き渡されるように取り計らい、落札者は、遅滞なく移転登録等を行う。
- 2 落札者は、利用細則に従って落札車両の登録名義変更をしなければならない。

第12条 落札車両代金等の支払と精算

- 1 JUCは、各会員等について、会員ごとにJUテントリの与信限度額を設定する。
- 2 JUCは、出品者からの書類到着後速やかに、落札者に代行して、当該落札車両の落札代金等を出品者指定の口座へ振込む方法で出品者に支払う。
- 3 本条2項にかかわらず、JUCは、次のいずれかの事由があるときは、出品者に対し、落札代金等の支払代行の延期を求めることができる。
 - ① 当該落札者が特定の出品者の出品車両を大量に落札している場合。
 - ② 当該落札者が特定の出品者の出品車両を相場と著しく乖離した価額で落札した場合。
 - ③ 当該落札者が特定の出品者の出品車両で相場の不明確な車両を高額で落札した場合。
- 4 落札者は、本条2項によってJUCが落札者に代行して出品者に対して支払った、もしくは支払うべき落札代金等を、利用細則に従って速やかに、JUCに対して精算しなければならない。

第13条 利用料金

- 1 JUCナビ会員の利用料金は、落札料15,000円（消費税別）、成約料15,000円（消費税別）、出品料は無料とする。
- 2 JUCトレード会員の利用料金は、落札料16,500円（消費税別）とする。
- 3 前二項にかかわらず、JUCおよび中商連は、協議により、利用料金の額を変更することができる。

第3章 クレーム処理基準

第14条 クレーム処理基準

- 1 会員等は、JUテントリによる落札にかかわるクレームについて、中商連規約（JUクレーム処理基準を含む）およびJUテントリクレーム・ペナルティー裁定基準に基づく処理がされることを承諾する。ただし、中商連規約とJUテントリクレーム・ペナルティー裁定基準が抵触する場合は、JUテントリクレーム・ペナルティー裁定基準を優先する。

- 2 前項のクレーム処理について出品者と落札者の間で紛議が生じたときは、JUCがこれを裁定するものとし、会員はこの裁定に服することをあらかじめ承諾する。

第4章 会員の評価および規程違反行為とJUCの対応

第15条 出品会員の評価

- 1 JUCは、自主申告に基づく出品車両の評価の信頼性を確保するため、出品車両に関わる会員等につき3段階の評価をし、JUテントリのweb上にその評価を表示することができる。
- 2 前項の評価基準はJUCが別途定めるものとする。
- 3 本条1項の評価判断は、前項の評価基準に基づきJUCの諮問委員会が行う。

第16条 禁止行為

会員等は、次の各号の行為をしてはならない。

- ① JUテントリを利用する権利を譲渡または貸与すること。
- ② JUテントリの取引に関し、申込者もしくは落札者が直接出品者に問合せること。
- ③ 自社が出品した車両についてJUテントリに関与すること。
- ④ 一般消費者に対し、JUテントリの端末を直接に操作・検索させること。
- ⑤ 一般消費者に対し、対面、ネット、出版物、チラシ等の方法の如何を問わず、JUテントリに関する落札金額および相場情報等を知らせること。
- ⑥ 一般消費者に対し、対面、ネット、出版物、チラシ等の方法の如何を問わず、JUテントリの落札価格と手数料（入札料および落札料）のみで自動車を購入できるかのような販売誘引行為をすること。
- ⑦ 一般消費者に対し、対面、ネット、出版物、チラシ等の方法の如何を問わず、他の自動車の落札価格情報を比較して落札車両の落札価格が安価であるかのような販売誘引活動をすること。
- ⑧ 一般消費者に対し、ネット、出版物、チラシ等の方法の如何を問わず、他の中古自動車販売店が不当に高い利益を得ているとの誤解を与えるような宣伝広告をすること。
- ⑨ JUテントリから得られる情報をもとにしてオークション情報等のデータベースを構築すること。

第17条 利用停止

- 1 JUCは、会員等が次の各号の一に該当したときは、当該会員に通知することなく直ちに、期間を定め、もしくは期限を定めずに、当該会員によるJUテントリの利用を停止することができる。
 - ① 第12条4項の落札代金等の精算を1回でも怠ったとき。
 - ② 落札車両の名義変更を規定の日までに完了しないとき。

- ③ 落札車両金額の合計がJUCの設定する与信限度額を超えたとき。
 - ④ 第16条各号の一に反したとき。
 - ⑤ 中商連規約、JUテントリ利用細則およびこの運営規程に違反し、もしくは第14条2項のJUCの裁定に従わないとき。
 - ⑥ JUCが提携しているオークション会場の参加規制を受けているとき。
 - ⑦ JUCが提携している陸送業者の利用規制を受けているとき。
 - ⑧ 出品者が利用細則で定める期日までに書類等をJUCに提出しないとき。
 - ⑨ 出品車両情報および車両評価の自主申告内容にたびたび虚偽記載もしくは誤記等があるとき。
 - ⑩ その他、JUテントリの運用を妨げる行為をしたとき。
- 2 JUCは、本条1項のシステムの利用停止事由が解消したときは、当該会員のJUテントリ利用停止を解除することができる。

第18条 会員等の資格喪失

- 1 JUCは、会員等が次の各号のいずれかに該当したときは、その者のJUテントリ利用資格を喪失させることができる。
- ① JUナビ会員が所属組合を脱退したとき、またはJUトレード会員が入会条件を満たさなくなったとき。
 - ② 会員等が中商連の特別参加者登録を抹消されたとき。
 - ③ JUテントリの不正利用を繰り返したとき、あるいは第16条の禁止規定の不遵守を繰り返し、中商連および中商連所属組員、JUC、組合等の利益を甚だしく損なったとき。
 - ④ 第17条⑤の行為をしたとき。
 - ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という）、暴力団の構成員（以下「暴力団員」という）、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」という）。
 - ⑥ 暴力団員等が自ら役員等（取締役、執行役、執行役員、監査役、相談役、会長その他名称の如何を問わず、経営に実質的に関与する者）になるなど、暴力団員等が実質的に運営を支配または運営に関与していると認められる者。
 - ⑦ 暴力団員等を不当に利用していると認められる者。
 - ⑧ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる者。
 - ⑨ 暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。
 - ⑩ 暴力団員等に自己の名義を使用・利用させ、JUトレードに参加する者。
 - ⑪ 自己または第三者を利用して、JUトレードに係る取引に関し、次の行為を行う者。
 - ア 暴力的な要求行為

- イ 法的な責任を超えた不当要求行為
 - ウ 取引に関し、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - エ 風説を流布し、偽計または威力を用いて取引の相手方、JUCまたは組合の業務を妨害し、または信用を棄損する行為
 - オ その他前各号に準ずる行為
- 2 前項の資格喪失の効力は、JUCが会員の所属する組合、またはJUCを通じて当該会員等に通知したときに発生する。

第19条 ペナルティー

JUCは、会員等が別紙「JUテントリクレーム・ペナルティー裁定基準」に該当したときは、同基準にもとづいてその者にペナルティーを課することができる。

第20条 参加会場への通知

JUCは、会員について第17条、第18条および第19条のいずれかの措置をとったときは、組合および中商連に対してその情報を通知することができ、会員はあらかじめこれを承諾する。

第5章 その他

第21条 個人情報の利用

- 1 JUCは、落札された車両を落札店の指示に従って円滑に輸送する為、会員の名称、住所、電話番号および取引情報等の個人情報をJUCが指定する陸送業者に提供できるものとし、会員はこれに同意する。
- 2 JUCは、JUテントリの落札後の検査等に円滑に対応する為、会員等の名称、住所、および電話番号等の個人情報を該当組合に提供できるものとし、会員等はこれに同意する。

第22条 免責

- 1 JUCは、地上回線の障害、中継用機器の誤作動等を原因とする会員等の申込障害による遺失利益、誤落札、また、画面の誤操作によって会員に発生した損害について、賠償の責任を負わない。
- 2 JUCは、地震、噴火、洪水、津波、落雷、雹等の自然災害に起因して生じた損害について、賠償の責任を負わない。
- 3 JUCは、会員の手元からのIDおよびパスワード漏洩（理由の如何を問わない）による被害に対し一切責任を負わない。

第23条 紛争の処理

JUCと会員は、両者の間においてJUテントリに関して裁判上の紛争が生じたと

きは、東京地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とすることに合意する。

第24条 改正

- 1 JUCは、必要に応じ、中商連理事長の承認を得たうえ、この運営規程（「JUテントリクレーム・ペナルティー裁定基準」を含む）を適宜改正することができる。
- 2 JUCは、この運営規程を改正したときは、速やかにその内容を会員等に通知する。
- 3 この運営規程および利用細則の各改正は、JUCが各会員等に向けて、文書、あるいはウェブサイト上で改正の通知を発したとき効力を発する。

第25条 利用細則の制定

JUCは、中商連理事長の承認を得たうえ、JUテントリの利用に関する細則の制定・改正をすることができる。

第26条 附則

この運営規程は、平成26年9月15日より施行する。

平成26年9月17日 一部改正

平成27年3月18日 一部改正

平成27年6月17日 一部改正

令和3年2月1日 一部改正

令和3年8月1日 一部改正

令和4年11月1日 一部改正

以上

JUテントリ 利用細則

株式会社  コーポレーション

JUテントリ利用細則

第1章 総 則

第1条 目的と定義

- 1 この利用細則は、JUテントリ運営規程（以下、「運営規程」という）第25条に基づき、JUナビ会員およびJUトレード会員によるJUテントリ利用上の細目を定めることを目的とする。
- 2 この利用細則の用語の意義は、運営規程で定義されたものと同一とする。

第2条 JUテントリの仕組み

- 1 JUテントリは、JUナビの追加機能として構築される。
- 2 JUテントリは、会員が、インターネットを経由してJUナビの登録ファイルに自己の保有車両の情報を登録し、JUナビweb上で開示された同情報をもとにJUナビ利用者が車両を購入できる仕組みとする。
- 3 JUテントリの掲載期間は、最大365日とし、AA引用登録された車両の掲載期間は365日とする。但し、掲載期間終了後、出品者の責任において、掲載を継続することができる。

第2章 利用方法と利用料金

第3条 JUテントリの利用方法

- 1 出品者および落札希望者は、JUナビweb上での購入申込等の操作およびJUコーポレーション（以下JUC）の電話等での仲介によりJUテントリを利用することができる。
- 2 取引の成立は、落札希望者の購入申し込みに対し、出品者がweb上で確認の操作をした時点又はJUCが出品者に出品車両の在庫および売却意志を確認した時点とする。

第4条 JUテントリの利用料金

- 1 JUナビ会員は、JUテントリに出品し成約したとき、成約料として15,000円（消費税別）をJUCに支払わなければならない。
- 2 JUナビ会員は、JUテントリにより落札したとき、落札料として15,000円（消費税別）をJUCに支払わなければならない。
- 3 JUトレード会員は、JUテントリにより落札したとき、落札料として16,500

円（消費税別）をJUCに支払わなければならない。

第3章 出品登録・検査・クレーム・解約・支払い等

第5条 出品者の義務

- 1 出品車両の点検整備を綿密に行い、落札者の立場に立って仕様・品質・不具合・欠陥の程度を誠実に申告しなければならない。
- 2 出品車両の情報についてはすべて責任を負い、クレーム等のトラブルが生じた際には、その処理に責任を持ち、JUCの裁定に従うこと。
- 3 成約車両についての譲渡書類は、成約日から10日以内にJUCに提出しなければならない。
- 4 出品車両の情報を、JUCが業務提携先に提供することを承認する。
- 5 出品車両の内容、状態が異なった場合は、速やかに出品情報の修正を行わなければならない。

第6条 出品可能車両、出品不可車両の条件

- 1 出品車両は、原則、以下の条件を備えていなければならない。
 - ① 登録車、および届出車であること
 - ② 譲渡書類を完備していること
 - ③ JUCが別に定める検査基準に沿った検査を受けた車両であること
 - ④ 自走可能であり、保安基準に適合し得る車両であること
 - ⑤ 正常に使用できる付属品（スペアタイヤ、クリップレンチ、ジャッキ）が添付されていること
- 2 出品者は、以下の条件のいずれかに該当する車両等は出品してはならない。
 - ① 評価点が2点、1点、ブランクのいずれかである車両
 - ② 内外装補助評価がEである車両
 - ③ バッテリー上がりやパンク、燃料切れにより輸送に支障をきたしている車両
 - ④ 未登録車両
 - ⑤ 二輪車、原動機付き自転車
 - ⑥ 農業機械、工業機械などの特殊車両
 - ⑦ 車両部品、船舶などの車両以外の物品
 - ⑧ 盗難車、接合車、冠水車、消火剤散布車
 - ⑨ 走行不明車両
 - ⑩ その他、共有在庫としてふさわしくないとJUCが判断した車両等

第7条 出品情報入力

- 1 出品者は、JUナビのweb上の入力画面上で、基本車両情報・検査情報・特記事項等を入力する。

- 2 前項の情報内容の正誤については、全て入力した出品者の責に帰するものとする。

第8条 出品者による車両検査

- 1 出品者は、自己の責任において出品車の評価をする。
- 2 前項の出品者による検査基準等は、「車両見極め実車研修マニュアル」に定める。

第9条 オークション会場の検査情報等の利用

- 1 出品者は、自らの責任において、オークション会場に自ら出品して流札した車両および自らが落札した車両の情報を出品車両情報として利用することができる。
- 2 前項の情報利用の範囲は、J Uオークション会場における情報については車両評価を含めた一切の情報とし、提携企業会場における情報については車両基本情報に限定される。

第10条 出品車両登録

- 1 出品者が、第5条、第6条、第7条、第8条、第9条に基づき出品情報を入力し、登録確認の操作をしたとき、出品車両の登録が完了する。
- 2 登録情報の内容については、オークション会場の車両情報、検査情報を含め、全て出品者の責に帰するものとする。

第11条 クレームの期限・裁定基準

J Uテントリのクレーム期限・裁定基準は、J U Cが別途定める「J Uテントリクレーム・ペナルティー裁定基準」記載のとおりとする。

第12条 出品者都合による解約の場合

出品者は、車両の落札が自己の都合によって解約となったときは、J U Cに対し、1台につきペナルティー50,000円+成約料+落札料+陸送費用に相当する額の解約料を支払わなくてはならない。但し解約は、J U C翌営業日の17時までにJ U Cに申請した場合に限る。

第13条 落札者都合による解約の場合

- 1 J Uナビ会員の落札者は、車両の落札が自己の都合によって解約となったときは、J U Cに対し1台につきペナルティー50,000円+成約料+落札料+陸送費用に相当する額の解約料を支払わなくてはならない。但し解約は、J U C翌営業日の17時までにJ U Cに申請した場合に限る。
- 2 J Uトレード会員の落札者は、車両の落札が自己の都合によって解約となったときは、J U Cに対し1台につきペナルティー50,000円+成約料+落札料+陸送費用に相当する額の解約料を支払わなくてはならない。但し解約は、J U C翌営業日の17時までにJ U Cに申請した場合に限る。

第14条 落札者のJUCへの支払い

- 1 落札者は、JUCに対し、第16条に定める期限までに、落札車両代金、第4条の利用料金および第18条に定める陸送代金を支払わなければならない。
- 2 JUCは、落札者が第16条に定める期限内に前項の支払をしない場合、JUテントリクレーム・ペナルティー裁定基準に基づき延滞ペナルティーを落札者に課する。

第15条 出品者への支払い

JUCは、出品者から書類が到着した後速やかに、落札者に代わって、当該出品者に対し第4条に定める成約料等を差し引いた落札車両代金を支払う。ただし、成約価格に相場との大幅な乖離があるとJUCが判断した場合は、JUCは落札者からの支払があるまで出品者への支払を保留することがある。

第16条 利用料金等の支払期限

- 1 落札者は、落札日または解約日から5日（初日を参入する）以内に、第4条から第8条の落札代金等をJUCに対して支払わなくてはならない。
- 2 本条1項の期間計算には、期間中の日曜日および祝祭日を算入する。ただし、最終日がそれらの日または金融機関の休日に当たるときは、その直前の営業日を最終期限とする。また、本条1項の落札日または解約日が水曜日または木曜日で、最終日が日曜日および祝祭日、または金融機関の休日に当たるときは、その後の最初の営業日を最終期限とする。
- 3 落札者は、JUCが出品者に対して落札代金等を支払っていないことを理由に前項の支払を拒み、もしくは遅延させることができない。

第17条 額の改定

JUCは、経済事情の変動、その他一切の事情を考慮して必要と認めるときは、中商連理事長の承認を得たうえで、第4条、第12条、第13条の成約料、落札料、解約料等の額を適宜改定することができる。

第4章 輸送

第18条 輸送手配

- 1 JUCナビ会員およびJUトレード会員は、JUテントリで落札した場合、JUC指定業者による輸送手配をしなければならない。ただし、輸送遅延等の理由からJUCが同意する場合、落札者は自己独自に輸送手配ができる。
- 2 輸送料金の決済は、JUCと落札者との直接決済とする。
- 3 車両輸送は、車両代金・落札手数料・預かり自動車税・リサイクル預託金額などの

料金が支払われた後に行う場合がある。この料金が期日までに支払われない場合は、出品者よりJUCが指定した車両保管場所への輸送を行う場合がある。この場合の費用については、落札者の負担とする。

第19条 車両の引渡し・引取り

- 1 出品者は、成約日を含む4日以内（日曜日を除く）に車両引渡しが行われるよう、対応しなければならない。また、落札者は車両を落札した場合、すみやかに出品者より引き取るよう、輸送手配を行わなければならない。
ただし、成約前に落札希望者の承諾を得た場合を除く。
- 2 出品者は、車両引渡しの際、車両状態と出品情報の内容に差異がないことを確認しなければならない。
- 3 落札者は、車両到着の際、車両状態と出品情報の内容に差異がないことを確認しなければならない。
- 4 車両輸送中のJUC指定業者に起因した車両への損傷を除き、JUCおよびJUC指定業者は一切責任を負わない。ただし、JUCが認めたものについてはこの限りでない。また、車両輸送時の免責事項等の詳細については、JUC指定業者の輸送規約に別途定めるものとする。

第5章 書類

第20条 譲渡書類の完備

譲渡書類は、以下の条件を満たしているものとする。

- 1 全国の陸運支局または検査登録事務所でも登録可能な書類。
- 2 車検付き車両の場合自賠責保険証明書を必要とし、原則として承認請求書を添付する。
なお、離島用自賠責（沖縄本島含む）はその旨を出品票に明記すること。
- 3 譲渡書類の有効期限が原則として成約日の翌月末までであるもの。万が一期限が満たない場合、出品者は成約前に落札希望者の承諾を得た場合に限り、名義変更期限を早めることが出来る。また、成約後であっても、落札者の承諾が得られたものに限り、ペナルティー1万円を支払うことにより早期名変扱いとする。
- 4 譲渡書類の授受および連絡については、JUCを介して行う。
- 5 出品票に登録番号が記載されているものはすべて名義変更扱いとして処理する。ただし、車検の期間が翌月末までの車両について、成約前に特段確認がなかった場合、抹消渡しとなっても出品者は免責とし、車検付きの場合は継続車検に必要な書類を完備することとする。
- 6 譲渡書類はすべて差替え可能なものとする。
- 7 出品票に記載のある保証書、取扱説明書、記録簿等は書類と一緒にJUCに送付する。車内に積み込んでいた場合における紛失等については、出品者責任とする。

- 8 保証書はメーカー発行のもので、かつ当該車両の保証書と判断でき、保証の継承が可能な状態に限る。
- 9 リサイクル料金の申告について預託済みである場合、出品票に金額および預託済みの申告を登録するものとする。リサイクル券の不備またはリサイクル料金の申告に誤りがあった場合、落札者は書類到着日を含む7日以内、出品者は成約日を含む10日以内にJUCに申告しなければならない。ただし出品者からの申告については、JUCが落札者の同意が得られた場合に限り修正を実施するものとする。
- 10 相続、倒産、ダブル移転等は取扱いが全国で異なる為、受付はしないものとする。

第21条 書類不備

前条に該当しないものは、書類不備となり受付不可とする。

第22条 譲渡書類の遅延罰則

- 1 出品者は、成約後10日（初日を参入する）以内に書類をJUC宛てに到着させるものとする。
- 2 JUCは、前項の書類到着期限が守られなかった場合、JUテントリクレーム・ペナルティー裁定基準に基づき、出品者に対し遅延ペナルティーを課する。
ただし、成約前に落札者の了承を得られた場合、また成約後であってもJUCがやむを得ない事情と判断した場合は、この限りではない。
- 3 書類の一部不備による遅延も前項と同様に扱うものとする。
- 4 抹消成約した車両で、ナンバープレート外し忘れ等により書類提出に日数がかかった場合、原則としてこれを遅延日数に参入する。但し、参入する日数はJUCが判断し、決定する。
- 5 成約日を含め21日を経過してもJUCに書類を提出しない場合、落札者のキャンセル申立を認め、JUテントリクレーム・ペナルティー裁定基準に基づき、出品者に対し遅延ペナルティーを課する。

第23条 差替および再発行手数料

譲渡証、委任状、印鑑証明書および有効期限のある書類の有効期限の失効、書き損じによる差替え、紛失による再交付を依頼する場合、JUテントリクレーム・ペナルティー裁定基準に基づく手数料にて依頼ができる。但し、差替えの原因が明らかに出品者の責任とみられる場合（捺印のみで、必要項目が記入されていない場合等）は出品者の責任において差し替えなければならない。また、申立は必ずJUCを通じて行うものとし、直接名義人に申立した場合、30,000円のペナルティーが発生する。

第24条 落札車の名義変更等の期限

- 1 落札者は、落札日の翌月末までに移転・登録抹消等の手続きを完了し、写しを~~落札日の翌々月5日~~名義変更期限の5日後17時までにJUCに到着させなければならない

い。到着の確認は落札者の責任において行われるものとし、到着の未確認、および写しが不鮮明だったこと等により JUC が落札者に再提出を求めた場合、落札者はこれに応じなければならない。

- 2 前項の登録完了証明書とは、陸運支局が発行した車検証・抹消謄本・現在登録証明書のいずれかの写しとする。
- 3 第2項の証明書の提出について疑義が生じたときは、落札者が提出の事実を証明しなくてはならない。
- 4 落札者から落札車両の移転・抹消等の結果報告がない場合、JUC は現在登録証明書を取得したうえで確認する場合がある。その際は落札者に手数料3,000円を請求する。
- 5 落札者が軽自動車の税止め申告を忘れたことにより、名義変更後に旧名義人に課税が発生した場合、罰則金を課す場合がある。

第25条 自動車税相当額の処理

- 1 ナンバープレート付き車両が成約となった場合、JUC は自動車税未経過相当額（成約日の翌月から年度末まで）を落札者から預かる。また、軽自動車の場合は、3月の成約車両のみ、名義変更保証金として一律13,000円を預かる。
- 2 JUC は、落札者からの名義変更完了通知をもって自動車税未経過相当額の精算を行い、原則成約月までを出品者の負担とする。新登録ナンバーが移転登録の場合は全額出品者に精算し、新登録ナンバーが抹消登録の場合は、抹消登録月に応じて出品者、落札者のそれぞれに対し精算を行う。軽自動車の場合、同年度中の名義変更の場合は全額、年度をまたいだ場合は年額を引いた額を落札者に精算する。
- 3 抹消登録をした場合の車検証の写しは、抹消登録完了月の末日までに JUC へ到着させなければならない。到着の遅れにより、出品者が還付委任状の提出期限に間に合わなかった等の不利益を被った場合、JUC は落札者から預かった未経過相当額を出品者に精算することがある。
- 4 落札者が移転登録後、同一年度内に抹消登録を行った場合は、登録完了日を含む3日以内に完了後の写しを JUC に到着させなければならない。到着の遅れにより、出品者が還付委任状の提出期限に間に合わなかった等の不利益を被った場合、JUC は落札者から預かった未経過相当額を出品者に精算することがある。
- 5 上記第3項、第4項の到着が遅延した場合、落札時の預り金は出品者に精算する場合がある。
- 6 自動車税の還付金請求権譲渡書（還付委任状）は JUC では取り扱わないものとし、出品者の責任において管理するものとする。
- 7 ナンバー付き出品車両の自動車税はすべて完納しているものとする。未納だった場合は、速やかに出品者は完納しなければならない。
- 8 抹消成約した車両で、出品者が車検証で JUC に譲渡書類を提出、または車検証渡しを希望した場合、落札者の承諾を得た場合に限り名義変更扱いとして処理する。そ

の際、自動車税相当額は落札者の名義変更後に精算するものとし、名義変更結果が移転登録だった場合は落札者に未経過相当額を請求する。抹消登録だった場合は抹消日が成約日の翌月であっても精算しないものとする。

第6章 その他

第26条 改正

JUCは、経済事情の変動、その他一切の事情を考慮して必要と認めたときは、中商連理事長の承認を得たうえ、この利用細則を改正できるものとし、改正をしたときは速やかにその内容をネット会員に通知する。

第27条 附則

この利用細則は、平成26年9月15日から施行する。

平成27年3月18日 一部改正

平成27年4月1日 一部改正

平成28年3月1日 一部改正

平成28年4月21日 一部改正

平成29年4月1日 一部改正

平成30年5月1日 一部改正

令和元年9月1日 一部改正

令和2年9月1日 一部改正

令和3年2月1日 一部改正

令和4年11月1日 一部改正

以上

JUテントリ

クレーム・ペナルティー裁定基準

第1章 総則

1. 制定の目的

このルールは、株式会社J Uコーポレーション(以下、J U Cという)が運営するJ Uテントリにおいて、クレーム、ペナルティーの具体的運営事項を定めることにより、参加者への信用と利便性を向上させることを目的とします。

2. このルールの効力

このルールは、J Uテントリ運営規程の一部として定め、J U Cは、これを遵守し、公平な運営を行うものとします。

第2章 出品

1. 出品者の申告義務

出品者は、J Uテントリへ出品登録をするにあたり、必要事項を洩れなく、かつ、正確に入力しなくてはなりません。

また、出品者は掲載する画像または文字データで確認する事のできる装備、付属品等の欠品、不具合等について、J U Cの判断でクレーム対象となる場合があることに留意しなければなりません。

なお、J U Cが重要と判断した差異、装備、付属品等が出品票に記載されていない場合もクレーム対象となることがあり、虚偽入力、誤入力、入力洩れ等があった場合は、すべて出品者の責任となります。

2. 出品者注意事項

出品者は、以下の事項に注意を払い、出品登録を行ってください。

①出品者は、不具合箇所・欠品等について申告する必要がある、紛らわしい申告の場合、J U Cの判断によりクレームとなることがあります。

特にエンジン、ミッション等の重要箇所の不具合は誠実な申告を行ってください。

また、内外装について申告と実際の車両に大きな差異がある場合も、J U Cの判断によりクレームとなることがあります。

②出品者は、成約車両の引渡しに際し、バッテリー上がりやパンク、燃料切れ(EVの電欠)により輸送に支障をきたすことの無いようにする必要があります。

上記に起因する引取の中止が発生した場合は、出品者の責任となります。

③車検付の車両を出品する場合は、出品登録時に車検年月、登録番号を入力する必要があります。出品車両は、ナンバープレートが装着されていることが出品の前提となります。

④出品登録時の注意事項欄は、車両の不具合(不良)内容を、不良箇所、状況とも具体的に申告するためのものです。また、標準装備品の欠品、社外品装着がある場合もその内容を申告してください。

申告洩れ、又は、紛らわしい申告内容であるとJ U Cが判断した場合はクレームとなること

があります。

- ⑤出品登録時のセールスポイント欄は、出品車両のアピールポイント(純正・社外品を問わず装備品、ワンオーナー等)を入力するためのものです。なお、セールスポイントに入力できる装備品は、正常に作動することが前提となります。

セールスポイントに入力した装備品が不良の場合は、年式・評価点・落札価格を問わずクレームとなります。

また、セールスポイント欄外に記載の場合であっても、瑕疵内容以外の記載と判断できるものは、JUCの判断により、セールスポイントと同等の扱いとすることがあります。

- ⑥出品車両の乗車定員は、出品登録時に入力する必要があります。

バンの1列シート、ワゴン車の2列シートの乗車定員が未入力の場合等には、JUCの判断によりクレームとなることがありますので、商用車は最大乗車定員を記入してください。

- ⑦輸入車を出品する際は、ディーラー車・並行車、モデル年式、登録年月を入力する必要があります。

なお、未入力の場合は、不明として取り扱います。

- ⑧出品登録時の色入力欄は、車体色と色コード(カラー番号)の双方を入力する必要があり、車体色と色コード(カラー番号)が異なっている場合は、色コードが優先となります。

- ⑨社外品は、出品申込書の注意事項申告欄に入力する必要がありますが、当該社外品が正常に機能しない場合は、その不良内容等を入力してください。

未入力の場合は、JUCの判断によりクレームとなることがあります。

- ⑩出品登録時の装備品入力欄は、純正(メーカー・ディーラー)装備品のみ入力することができます。社外品であるにも関わらず純正装備品として入力した場合はクレームとなります。

なお、純正装備品が提出できない場合は値引き処理とします。また、純正装備品とは標準装備品または新車販売時に、メーカーもしくはディーラーオプション設定できるものとします。

- ⑪ナビ・テレビ・オーディオ・エアコン等のリモコン、ナビロム・SD、リモコンキー等の付属部品や、ポータブルナビ本体、モニター等の容易に持ち出し可能な部品は、書類と共にJUCへ提出するものとします。

出品車両に入れたままで紛失等にあった場合でもJUCに責任はなく、出品者の責任としてクレームとなります。

なお、出品者は、JUCが付属部品を依頼してから7日以内に対応しなければなりません。

- ⑫出品登録時の後日品欄は、書類と共に後日送付するものを入力してください。

なお、後日品欄に記載がない場合でもセールスポイント欄や装備品欄に入力した装備品に関連する付属品等で、その動作に必要で重要な付属品であるとJUCが判断した場合はクレームになることがあります。

- ⑬エアバック装着車両(標準・オプション問わず)において、使用済・不良・欠品等の場合は、「エアバック修理要」、「エアバック欠品」、「エアバックランプ点灯」と入力する必要があり、入力のない場合はクレームとなります。

なお、故意の隠蔽等、悪質であるとJUCが判断した場合は、クレーム裁定とは別に制裁を課すことがあります。

⑭特殊・特装車両等の出品は、特殊、特装部品が正常に作動することを前提とし、正常に作動しない場合は、ノークレームに該当する車両でもクレームになることがあります。また、車両本体と特殊・特装部品の年式に2年以上の隔たりがある場合は申告する必要があり、申告がない場合はクレームとなります。

クレーン車やタンクローリー車等を出品する際は、特殊、特装部品の検査証・証明書等の必要書類の有無を入力して下さい。

⑮ワンオーナーとは、新車登録者名義から変更されていない車両を意味しますが、販売目的等でディーラーまたは専門店(古物許可証を持った法人および個人への登録)に名義変更したものを含めてワンオーナーとみなします。なお、リースアップ車両も含まれます。

ただし、レンタカー、事業用等の登録歴があった場合は、ワンオーナーとはなりません。

⑯保証書とは、新車登録時の販売店名が記載された保証継承ページがあるもの、または保証継承が可能な状態であるものとしします。

ただし、メーカー保証期間が経過した車両は、保証継承ページが削除してある場合であっても、同冊子の記録簿等により当該車両のものと確認できる場合に限り保証書とみなします。保証書は、書類と共にJUCに提出するものとし、出品車両に入れたままで紛失等にあった場合でもJUCに責任はなく、出品者の責任としてクレームとなります。

⑰記録簿とは、最終使用者名義にて直近の法定点検(車検または12ヵ月点検)を行っているものとしします。ただし、新車登録後12ヵ月未満の車両については、認証工場または指定工場による点検を1度でも受けた記録(日付、走行距離数等)があるものは記録簿とみなします。

なお、法定点検の記録が、ユーザー車検のみの場合は、記録簿とみなしません。

記録簿は、書類と共にJUCに提出するものとし、出品車両に入れたままで紛失等にあった場合でもJUCに責任はなく、出品者の責任としてクレームとなります。

⑱落札者からのクレーム申立に対し、部品支給で対応する場合は、原則としてJUCを経由することとしますが、出品者、落札者双方の合意があれば出品者から落札者へ直接送付することができます。この場合の送料は出品者負担となります。

なお、出品者は部品対応することをJUCに申し出してから、7日以内に対応しなくてはなりません。

⑲出品者は、出品車両の自動車税が納税されていることを確認して出品してください。

成約後、自動車税が未納で落札者が車検を受けることができないことが発覚した場合、別表IVで定めるペナルティーが課されます。

3. 走行距離入力における注意点

出品者は、出品車両の走行距離数の入力にあたり、出品時の走行距離計に示された距離数値を入力し、走行距離計の交換もしくは改ざんが明白な場合には、以下にしたがって、出品登録時にそのことを記載しなければなりません。

①走行距離計を交換した車両「\$」

認証工場または指定工場走行距離計が交換されたことを証する記録簿等の書面がある車両は、走行距離入力欄に、交換時の距離数と現在の距離数を合算した距離数値を入力し、メー

ター交換車を表す「\$」マークを付記するとともに、注意事項欄に「メーター交換車」の文言および交換を行った日付、交換時の走行距離数を記載します。

なお、走行距離計の交換が証明できない場合は「改ざん車」として取り扱うものとします。

②走行距離計の改ざんが明白な車両「*」

過去の記録簿等により走行距離計の改ざんが確認できる車両は、走行距離記入欄に走行距離計が示す距離数値を記入し、メーター改ざん車を表す「*」マークを付記するとともに、注意事項欄に「メーター改ざん車」の文言と記録簿等により判明した改ざん前の距離数を記載します。

また、積算距離計が何周したか不明な場合も「改ざん車」として取り扱うものとします。

③タコグラフ装着車

積算距離計とタコグラフが一体式で装着されている車両は、タコグラフを新車時に取り付けたものとみなし、走行距離入力欄に走行距離計が示す距離数値を記載します。

ただし、タコグラフを途中交換している場合は、客観的に判断できる交換記録を必要とし、記録がある場合はメーター交換車、記録がない場合は、メーター改ざん車として記載します。

④セットアップ交換車

認証工場または指定工場で走行距離計が交換されたことを証する記録簿等の書面があるセットアップ交換車両は、走行距離入力欄に走行距離計が示す距離数値を記載し、メーター交換車を表す「\$」マークを付記するとともに、注意事項欄に「セットアップ交換」の文言および交換を行った日付、交換時の走行距離数を記載します。

第3章 落札

1. 落札者注意事項

- ①. 落札車両と出品票・画像の内容に相違がないか十分に確認してください。車両と出品票・画像の内容に相違があった場合は、JUCにクレームの申立をすることができます。
- ②. 出品リスト(出品一覧表)と出品票の記載内容に相違がある場合は、原則として出品票の記載内容を優先します。
- ③. クレーム申立にかかる費用(ディーラー見積り費用)は、落札者の負担となります。
- ④. クレーム申立前もしくは申立中にJUCの許可なく修理加修を行ってはいけません。

第4章 クレーム

1. クレーム解決に向けて

クレームが発生した場合、JUCは、中立、公正な立場でクレームの裁定を行い、~~クレーム当事者は、JUCの裁定に従うものとします。~~出品者、落札者は、理解、協調の姿勢をもって、円満に解決することに努めるものとします。

JUCの調停活動によっても売買契約の当事者間で調整が付かない場合や、その他特殊事情により裁定による解決を必要とする場合、JUCは公平かつ中立な立場に置いてクレーム裁定を行い、

売買契約の当事者はその裁定結果に無条件で従うものとします。

また、業務提携先とのデータ連携により掲載されている車両のクレーム裁定について、自社出品車両が落札された場合は、JUCのテントリ運営規程、利用細則、クレーム・ペナルティー裁定基準を採用し、業務提携先の出品車両を落札した場合は、業務提携先の規約・ルールに準じます。

2. クレーム申立方法

- ①. 落札者がクレーム申立をする場合、必ずJUCを通して申立をしてください。理由の如何や手段(Web、電話、FAX等)を問わず、JUCの許可なしに出品者もしくは前名義人等に直接連絡したことが判明した場合はペナルティー3万円を課します。
- ②. クレームの申立は、原則として落札車両1台に対して1回の申立とします。
ただし、後日送付する書類等によって判明するクレーム等、JUCが認めた場合は、複数回の申立も可とします。

3. クレーム申立期間

(1)基本となるクレーム申立期間

原則として落札者が指定した場所に到着した日を含めて3日目の17時までとします。

また、クレーム申立期間の期間計算には期間中の日曜日および祝祭日を含み、期日の最終日がJUCの休業日に当たる場合は、申立期間の最終日がJUC翌営業日になります。

なお、JUCが手配した車両の到着が、諸般の事情により大幅に遅れる場合、JUCよりその旨を出品者に連絡します。出品者はこれに従わなければなりません。

(2)具体的クレーム事項の申立期間

クレーム事項の種類ごとに別表の申立期間を定めます。

4. 用語の定義

別表で用いる用語の定義は、以下のとおりとします。

① 低価格車

落札価格20万円未満の車両(登録車・軽自動車)。

なお、落札価格に手数料は含まれません。

② 諸経費

通常クレーム期間の諸経費は、原則陸送費をいいます。

ただし、JUCが認めた場合はその限りではありません。

5. クレーム裁定

①. クレームでキャンセルとなった場合は、キャンセル手数料(1万5千円)および落札者がかかった諸経費は出品者負担となります。

ただし、諸経費はJUCの認めたものとし(原則往復陸送費)、販売できなかったことによる落札者の逸失利益は含まれません。

②. 売買契約の当事者である会員が裁定に従わない場合、JUCは利用停止または会員等の資格

喪失の措置を講じることができ、会員はその内容に如何なる異議、不服を申し立てることはできないものとします。

6. クレーム免責事項

以下に該当する事項は、原則として契約解除、代金減額請求を受け付けません。

- ①. クレーム事由がメーカー保証で対応できる場合。
ただし、その際にかかる保証継承代として1万円を出品者へ請求します。
- ②. 落札車両が初年度登録より10年または走行距離が10万kmを経過している車両、走行不明車、メーター改ざん車、並行輸入車の場合。
ただし、出品登録時のセールスポイント欄の記載箇所、エンジン、ミッション等の重大箇所、並びに重要装備品の不具合、欠品等、または虚偽申告、誤入力、入力洩れ等、JUCが重大であると判断した場合クレームとします。
- ③. クレームの対象となる部品代(新品価格)が2万円未満の場合。
ただし、出品登録時のセールスポイント欄の入力箇所は除きます。
なお、部品代をほとんど伴わず修理代が大半を占める場合は、JUCが認める範囲で修理代を含めます。
- ④. クレーム申立前もしくは申立中に第三者へ転売、オークションに出品し成約した場合。
ただし、走行距離問題車、冠水車、接合車、盗難車、車検証から発覚する誤入力はクレームの対象とします。
- ⑤. 落札者自ら移転登録、抹消登録した場合(落札者が譲渡書類に記入した場合も含む)。
ただし、走行距離問題車、冠水車、接合車、盗難車、抹消書類で譲受人欄を記入済みでも譲渡印を追加すれば新たな所有者に譲渡できる状態になるもの、出品者の了承を得られたものはクレームの対象とします。
- ⑥. 出品登録時に記載された修復歴の内容以外に修復部位が判明した場合。
- ⑦. 出品登録時に、エンジン、ミッションの不具合症状の記載がある場合におけるエンジン、ミッションの不良に関するクレーム。(不良とはオーバーホールを要すものも含まれます。)
ただし、JUCが相当であると判断した場合はクレームとします。
- ⑧. 出品票のタイヤの残り溝の相違。ただし、JUCが重大であると判断した場合クレーム対象となる場合があります。
- ⑨. 落札者が、JUCに対してクレーム申立を行った日より、その後7日間経過時点で再度連絡がない場合。
- ⑩. 日本国外へ輸出された場合(国内税関通過を含む)。
- ⑪. 別表においてノークレームと定めた事項の場合。
- ⑫. その他JUCが申立却下と判断した事項の場合。
- ⑬. 車両搬出後の地震、噴火、洪水、津波、落雷、雹等の自然災害に起因して生じた損害。

7. 代金減額請求の上限

落札価格20万円未満の代金減額請求は、落札車両価格の2分の1を限度とします。

8. クレームと制裁

JUCは、参加者の悪質なルール違反に対し、このルールで定められたクレーム裁定とは別に、JUCテントリ運営規程・利用細則に基づき制裁を課すことがあります。

第5章 その他

1. 福祉車両の消費税

福祉車両は、当該車両に付属する対象装置の不良、欠品等の不具合がJUCでは判断できないため、出品者による非課税申告がない限り消費税は計上します。

ただし、落札者により非課税対象車であることが確認された場合は、出品者の承諾に関わらず消費税相当額を返還するものとします。課税車両および非課税車両の判断については、JUCにおいて各メーカーのお客様相談室に確認し、新車販売時非課税であると回答があった場合に限り非課税車両と判断します。

なお、申立期間は書類発送日を含む7日となります。

第6章 雑 則

1. 施行

このルールは、平成26年9月15日から施行します。

平成27年6月17日 一部改正

平成28年3月1日 一部改正

平成28年4月21日 一部改正

平成29年4月1日 一部改正

平成29年8月1日 一部改正

平成30年5月1日 一部改正

平成30年7月1日 一部改正

令和元年9月1日 一部改正

令和元年12月1日 一部改定

令和2年9月1日 一部改正

令和2年10月5日 一部改正

令和3年2月1日 一部改正

令和3年8月1日 一部改正

令和3年10月11日 一部改正

令和4年11月1日 一部改正

別表Ⅰ 出品登録記載相違事項の受付期間と裁定

	クレーム事項	クレーム受付期間			クレーム裁定
		評価点付	R点	10年・10万km超	
1	年式 (輸入車モデル年式含む)	書類発送日含む 7日	書類発送日含む 7日	書類発送日含む 7日	キャンセル時：ペナルティー2万円(低価格車は1万円)+キャンセル手数料+諸経費 出品者申告より年式が新しい場合は、キャンセル手数料+諸経費のみ受付する。
2	初年度登録月	書類発送日含む 7日	書類発送日含む 7日	書類発送日含む 7日	キャンセル時：キャンセル手数料+諸経費 値引時：1ヵ月あたり、普5千円、軽3千円 ただし、登録月が申告より新しい場合はキャンセルのみとする。
3	車名	書類発送日含む 7日	書類発送日含む 7日	書類発送日含む 7日	JUCの裁定による。
4	グレード相違 (パッケージオプションを含む)	書類発送日含む 7日 または 車両到着日含む 3日 (※)	書類発送日含む 7日 または 車両到着日含む 3日 (※)	書類発送日含む 7日 または 車両到着日含む 3日 (※)	キャンセル時：キャンセル手数料+諸経費 出品者申告より上位グレードの場合は、キャンセル手数料+諸経費のみ受付する。 ※車検証等、JUCが送付した書類から判別できない場合は車両到着日を含む3日以内とする。
5	レスオプション	書類発送日含む 7日	書類発送日含む 7日	ノークレーム	取り外しが容易に出来るもの(JUCの裁定による)はノークレームとする。 また、グレードが未記入の場合はノークレームとする。
6	2WD/4WD	車両到着日含む 3日	車両到着日含む 3日	車両到着日含む 3日	キャンセル時：ペナルティー2万円(低価格車は1万円)+キャンセル手数料+諸経費
7	ディーラー・並行相違	書類発送日含む 7日	書類発送日含む 7日	書類発送日含む 7日	
8	型式・排気量	書類発送日含む 7日	書類発送日含む 7日	書類発送日含む 7日	
9	ドア・形状	車両到着日含む 3日	車両到着日含む 3日	車両到着日含む 3日	
10	定員・積載	書類発送日含む 7日	書類発送日含む 7日	書類発送日含む 7日	
11	車歴	書類発送日含む 7日	書類発送日含む 7日	書類発送日含む 7日	レンタ・事業用等
12	車検	書類発送日含む 7日	書類発送日含む 7日	書類発送日含む 7日	キャンセル時：キャンセル手数料+諸経費 値引時：1ヵ月あたり、普5千円、軽3千円 ただし、車検残が申告より長い場合はキャンセルのみ <車検付申告が抹消であった場合> キャンセル時：ペナルティー2万円(低価格車は1万円)+キャンセル手数料+諸経費 値引時：個別対応 ただし、車検残が翌月末までの車両は免責とする。
13	走行距離相違	車両到着日含む 3日	車両到着日含む 3日	車両到着日含む 3日	ただし、JUCが相当と判断した場合に限る。
14	車体色相違	車両到着日含む 3日	車両到着日含む 3日	ノークレーム	車体色と色コード(カラー番号)が異なる場合は、色コードを優先とする。
15	色替え	車両到着日含む 3日	車両到着日含む 3日	車両到着日含む 3日	必要により現車確認とする。
16	シフト相違	車両到着日含む 3日	車両到着日含む 3日	車両到着日含む 3日	フロア⇔コラム、AT⇔MT、5速⇔4速等
17	冷房の有無	車両到着日含む 3日	車両到着日含む 3日	車両到着日含む 3日	
18	燃料相違	車両到着日含む 3日	車両到着日含む 3日	車両到着日含む 3日	ガソリン⇔ディーゼル等
19	セールスポイント欄の不良・有無	車両到着日含む 3日	車両到着日含む 3日	車両到着日含む 3日	セールスポイントに記載された装備品が不良、欠品の場合は、年式・走行距離・評価点・落札価格を問わずクレームとする。
20	装備品欄の有無	車両到着日含む 3日	車両到着日含む 3日	車両到着日含む 3日	装備品欄に記載された装備品が不良の場合は、別表Ⅲのクレーム事項にて裁定する。
21	保証書の有無	書類発送日含む 7日	書類発送日含む 7日	書類発送日含む 7日	<メーカー規定保証期間内の車両> キャンセル時：ペナルティー2万円+キャンセル手数料+諸経費 値引時：5万円 <メーカー規定保証期間を超過している車両> キャンセル時：キャンセル手数料+諸経費 値引時：2万円(低価格車は1万円)
22	長さ・幅・高さ・型式指定・類別区分相違	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ただし、JUCが相当と判断した場合はクレームとなることがある。

別表Ⅱ 重大クレーム事項の受付期間と裁定

	クレーム事項	クレーム受付期間			クレーム裁定
		評価点付	R 点	10年・10万km超	
1	修復歴車	車両到着日含む 3日		車両到着日含む 3日	必要により現車確認とし、落札金額10万円未満はノークレームとする。 なお、落札金額が10万円未満であってもJUCが重大と判断した場合はクレームとする。
2	溶接パネル交換車 (リアフェンダー・サイドシル・ エンドパネル等)	車両到着日含む 3日	ノークレーム	車両到着日含む 3日	評価点3.5点以上に限る。 落札金額10万円未満はノークレームとする。
3	再検査による評価点「1.5点」 以上の差	車両到着日含む 3日		車両到着日含む 3日	
4	粗悪車	車両到着日含む 3日	車両到着日含む 3日	車両到着日含む 3日	通常走行に著しい支障のある場合や、事故等によるフレーム・ピラー等の重要部位の損傷箇所の修復現状に問題があり、JUCによる現車確認の結果、相当と判断したもの。
5	メーター改ざん・交換・1回転 申告漏れ	落札日含む 6ヶ月 または 書類発送日含む 1ヶ月 (※)	落札日含む 6ヶ月 または 書類発送日含む 1ヶ月 (※)	落札日含む 6ヶ月 または 書類発送日含む 1ヶ月 (※)	キャンセル時：ペナルティー(出品者関与10万円・ 不関与5万円)+キャンセル手数料+諸経費 出品者が関与していることが判明した場合、ペナル ティー裁定とは別に制裁を課すことがある。 ※車検証、整備記録簿(認定・指定工場によるもの) 等、JUCが送付した書類(車内から発見された記 録簿等も含む)から判明する場合は、JUCから書 類発送後1ヵ月以内とする。
6	タコグラフ交換	落札日含む 6ヶ月 または 書類発送日含む 1ヶ月 (※)	落札日含む 6ヶ月 または 書類発送日含む 1ヶ月 (※)	落札日含む 6ヶ月 または 書類発送日含む 1ヶ月 (※)	キャンセル時：ペナルティー5万円+キャンセル手 数料+諸経費 ※車検証、整備記録簿(認定・指定工場によるもの) 等、JUCが送付した書類から判明する場合は、J UCから書類発送後1ヵ月以内とする。
7	冠水車 (申告無しの場合)	落札日から 3ヶ月	落札日から 3ヶ月	落札日から 3ヶ月	JUCが相当と判断した場合に限り、キャンセルペ ナルティー5万円+キャンセル手数料+諸経費
8	接合車	落札日から 3ヶ月	落札日から 3ヶ月	落札日から 3ヶ月	JUCが相当と判断した場合に限り、キャンセルペ ナルティー5万円+キャンセル手数料+諸経費
9	盗難車 遺失車両	無期限	無期限	無期限	左記事項が発覚した場合、当該車両の出品者が全責 任を負うものとし、第三者により当該車両及び移転 登録書類が押収・差押えされた場合でも、その理由 の如何を問わず問題発覚時に速やかに車両代金、キ ャンセルペナルティー10万円+キャンセル手数料、 JUCが認める諸経費をJUCに返還するものと する。
10	消火器の散布跡車	落札日から 3ヶ月	落札日から 3ヶ月	落札日から 3ヶ月	必要により現車確認とする。
11	エンジン乗せ替え (規格外)	書類発送日含む 1ヵ月	書類発送日含む 1ヵ月	書類発送日含む 1ヵ月	キャンセル時：ペナルティー2万円(低価格車は1 万円)+キャンセル手数料+諸経費
12	ミッション乗せ替え (規格外)	書類発送日含む 1ヵ月	書類発送日含む 1ヵ月	書類発送日含む 1ヵ月	FA⇔F5、AT⇔MT等 キャンセル時：ペナルティー2万円(低価格車は1 万円)+キャンセル手数料+諸経費
13	出品者関与の不法行為 (エアバック破裂の隠ぺい等)				故意に事実を隠蔽し、虚偽の申告を行い、落札者に 損害を与える行為としてJUCが認めた場合、当該 車両の出品者が全責任を負うものとする。また、利 用停止等の制裁を課すものとする。

別表Ⅲ 具体的クレーム事項の受付期間と裁定

	クレーム事項	クレーム受付期間			クレーム裁定
		評価点付	R点	10年・10万km超	
内装	1 内装焦げ・切れ・しみ・異臭	車両到着日含む3日	車両到着日含む3日	ノークレーム	ただし、JUCが相当と判断した場合に限る。
	2 雨漏れ	車両到着日含む3日	ノークレーム	ノークレーム	ただし、JUCが相当と判断した場合に限る。必要により現車確認とする。
	3 ダッシュ・グローブボックス等の不良および内装の改造	車両到着日含む3日	車両到着日含む3日	ノークレーム	ただし、JUCが相当と判断した場合に限る。
	4 内装標準装備の欠品(ヘッドレスト、シート等)	車両到着日含む3日	車両到着日含む3日	ノークレーム	部品代2万円以上のものとし、新車時有効車検(1回目の車検満了)以内の車両、または1回目の抹消までとする。
	5 ジャッキ・工具・スペアタイヤ等の欠品	車両到着日含む3日	車両到着日含む3日	ノークレーム	現品支給もしくは値引きとする。ジャッキ(パンタグラフ3千円・油圧5千円)、スペアタイヤ(普通車5千円・軽3千円)、コンプレッサー5千円
	6 8ナンバーキットの欠品	車両到着日含む3日	車両到着日含む3日	車両到着日含む3日	欠品の申告がなかった場合、現品支給または5万円を上限に値引きとする。
外装	7 ガラス	車両到着日含む3日	車両到着日含む3日	ノークレーム	飛石・傷はノークレームとする。
	8 鉄粉・P付着	車両到着日含む3日	車両到着日含む3日	ノークレーム	必要により現車確認とする。
	9 塩害	車両到着日含む3日	車両到着日含む3日	車両到着日含む3日	必要により現車確認とする。塩害とは、サビ・腐食が著しくひどく、現車確認の結果、JUCが相当と判断したもの。
	10 レンズのヒビ・ドアミラー損傷	車両到着日含む3日	車両到着日含む3日	ノークレーム	レンズの水滴はノークレームとする。
	11 タイヤ・ホイール規格外・スタッドレス	車両到着日含む3日	車両到着日含む3日	ノークレーム	現品支給またはタイヤ・ホイールとも普通車1本5千円・軽自動車1本3千円の値引きとする。R点のスタッドレスはノークレームとする。
	12 外装標準装備品の欠品	車両到着日含む3日	車両到着日含む3日	ノークレーム	部品代2万円以上のものとし、新車時有効車検(1回目の車検満了)以内の車両、または1回目の抹消までとする。
電装	13 P/W・パワーシート不良・ドアミラー作動不良	車両到着日含む3日	車両到着日含む3日	ノークレーム	初年度登録から5年以内の車両に限りクレームとする。
	14 マルチTV・テレビ・ナビ不良	車両到着日含む3日	車両到着日含む3日	ノークレーム	初年度登録から5年以内の車両に限りクレームとする。
	15 イモビ不良	車両到着日含む3日	車両到着日含む3日	ノークレーム	メインキーが無い場合もクレームとし、キャンセルも可とする。(複数のメインキーがある場合、1つでもあれば可とする。)
	16 オーディオ不良	車両到着日含む3日	車両到着日含む3日	ノークレーム	初年度登録から5年以内の車両に限り値引き1万円とする。オートアンテナはノークレームとする。
	17 サンルーフ不良	車両到着日含む3日	車両到着日含む3日	ノークレーム	初年度登録から5年以内の車両に限りクレームとする。
	18 エアコン不良	車両到着日含む3日	車両到着日含む3日	ノークレーム	初年度登録から5年以内の車両に限りクレームとする。
	19 パワースライドドア不良(パワーバックドア含む)	車両到着日含む3日	車両到着日含む3日	ノークレーム	初年度登録から5年以内の車両に限りクレームとする。
	20 セルモーター・ダイナモ不良	車両到着日含む3日	車両到着日含む3日	ノークレーム	初年度登録から5年以内の車両に限りクレームとする。
	21 メーター類不良(積算計は除く)	車両到着日含む3日	車両到着日含む3日	ノークレーム	アナログ・デジタルとも部品代3万円以上のものとする。
機関	22 エンジン上部(タペット・バルブ・ヘッド等不良)	車両到着日含む3日	車両到着日含む3日	ノークレーム	必要により現車確認とする。オイル漏れはノークレームとする。
	23 エンジン下部(メタル・ピストン異音・焼き付き・圧縮不足等)	車両到着日含む3日	車両到着日含む3日	車両到着日含む3日	必要により現車確認とする。オイル漏れはノークレームとする。ロータリーエンジンの圧縮不足は、低価格車、10年10万Km超はノークレームとする。
	24 噴射ポンプの不良または燃料漏れ	車両到着日含む3日	車両到着日含む3日	ノークレーム	必要により現車確認とする。
	25 ターボ・スーパーチャージャー不良および改造	車両到着日含む3日	車両到着日含む3日	ノークレーム	必要により現車確認とし、初年度登録から7年以内の車両に限りクレームとする。
	26 ラジエーター・ウォーターポンプ不良	車両到着日含む3日	ノークレーム	ノークレーム	必要により現車確認とし、初年度登録から7年以内の車両に限りクレームとする。
	27 マフラー不良(腐食等)	車両到着日含む3日	ノークレーム	ノークレーム	初年度登録から5年以内の車両に限りクレームとする。
機構	28 クラッチ不良(滑り等)	搬出前まで	搬出前まで	搬出前まで	搬出可能な場合は全てノークレームとする。ただし、JUCが相当と判断した場合はクレームとなることがある。
	29 MTミッション不良(ギア鳴き等)	車両到着日含む3日	車両到着日含む3日	車両到着日含む3日	オイル漏れはノークレームとする。
	30 ATミッション不良(滑り・ショック・タイムラグ等)	車両到着日含む3日	車両到着日含む3日	車両到着日含む3日	オイル漏れはノークレームとする。必要により現車確認とする。
	31 デフ・トランスファー・カップリング不良	車両到着日含む3日	車両到着日含む3日	車両到着日含む3日	オイル漏れはノークレームとする。ただし、カップリング不良については、10年・10万Km超はノークレームとする。

	クレーム事項	クレーム受付期間			クレーム裁定	
		評価点付	R点	10年・10万km超		
機 構	32	ドライブシャフト不良	車両到着日 含む3日	ノー クレーム	ノークレーム	初年度登録から7年以内の車両に限りクレームとする。 1本につき1万円の値引または現品支給とする。
	33	ABS・ブレーキ不良	車両到着日 含む3日	車両到着日 含む3日	ノークレーム	初年度登録から7年以内の車両に限りクレームとする。 パット・ローター等の消耗品はノークレームとする。
	34	エアバック不良	車両到着日 含む3日	車両到着日 含む3日	車両到着日含む 3日	部品代2万円以上のものとする。装備品に○印の有無にかかわらず、装着車で不良の場合はクレームとする。 故意の隠蔽等、悪質であるとJUCが判断した場合は、 このクレーム裁定とは別に制裁を課すことがある。
	35	ショック・サス不良 (エアサス・アクティブのみ)	車両到着日 含む3日	車両到着日 含む3日	ノークレーム	初年度登録から7年以内の車両に限りクレームとする。 へたりはノークレームとする。
	36	パワステ・ギアボックス・ポン プ・4WS不良	車両到着日 含む3日	車両到着日 含む3日	ノークレーム	初年度登録から7年以内の車両に限りクレームとする。
	37	電動オープン不良	車両到着日 含む3日	車両到着日 含む3日	ノークレーム	ただし、電装系が原因の不良は初年度登録から5年以内 の車両に限りクレームとする。
	38	キー違い (エンジンキーとドアキーが違 う場合)	ノー クレーム	ノー クレーム	ノークレーム	
そ の 他	39	職権打刻 (国産のみ)	書類発送日 含む7日	書類発送日 含む7日	書類発送日含む 7日	
	40	登録遅れ	書類発送日 含む7日 または 車両到着日 含む3日 (※)	書類発送日 含む7日 または 車両到着日 含む3日 (※)	書類発送日含む 7日 または 車両到着日含む 3日 (※)	マイナー・モデルチェンジから6ヵ月以上を経過したも の。 ※車検証等、JUCが送付した書類から判別できない場 合は車両到着日を含む3日以内とする。
	41	型式改・構造変更の表示なし	書類発送日 含む7日	書類発送日 含む7日	書類発送日含む 7日	
	42	型式指定・類別番号なし	ノー クレーム	ノー クレーム	ノークレーム	
	43	記録簿の有無	書類発送日 含む7日	書類発送日 含む7日	書類発送日含む 7日	値引時：2万円(低価格車は1万円)
	44	ワンオーナー	書類発送日 含む7日	書類発送日 含む7日	書類発送日含む 7日	キャンセル時：ペナルティー2万円(低価格車は1万円)+ キャンセル手数料+諸経費
	45	メーター(積算計)の故障	車両到着日 含む3日	車両到着日 含む3日	車両到着日含む 3日	
	46	装備品欄に関する附属品の欠 品	書類発送日 含む7日	書類発送日 含む7日	書類発送日含む 7日	部品代2万円以上のものとする。 ナビロム、リモコンなど。 低価格車はノークレームとする。
	47	標準装備品に関する附属品の 欠品	書類発送日 含む7日	書類発送日 含む7日	書類発送日含む 7日	部品代2万円以上のものとする。 ナビロム、リモコン、リモコンキー、充電ケーブル、S Dカードなど。ただし、EV車の充電ケーブルが欠品の 場合は低価格車であってもクレームとする。 低価格車はノークレームとする。
	48	標準装備品のスマートエント リー・インテリジェントキー 欠品	書類発送日 含む7日	書類発送日 含む7日	書類発送日含む 7日	部品代2万円以上のものとする。 セールスポイント欄、後日品欄に記載がある場合は、メ カニカルキーなどの欠品がないこと。 <u>ただし、新車時に標準装備で複数ある場合、1つでもあ ればノークレームとする。</u>
	49	ナビ付属品が後日送付のため ナビ本体の動作確認ができな い場合	部品発送日 を含む5日	部品発送日 を含む5日	ノークレーム	セールスポイント欄に記載されたナビについては、10 年・10万km超車両のクレーム受付期間についても部品 発送日含む5日間とする。 低価格車はノークレームとする。
	50	社外品の申告漏れ	車両到着日 含む3日	ノー クレーム	ノークレーム	ただし、JUCが相当と判断した場合に限る。
	51	コーションプレート欠品の申 告もれ	車両到着日 含む3日	車両到着日 含む3日	車両到着日含む 3日	
	52	車検証備考欄の走行距離相違	書類発送日 含む1ヶ月	書類発送日 含む1ヶ月	書類発送日含む 1ヶ月	記録簿で確認できる場合：ノーペナキャンセル+キャン セル手数料+諸経費 記録簿で確認できない場合：キャンセル時ペナルティー 5万円+キャンセル手数料+諸経費
	53	特殊・特装車両の上物と車両 本体の年式違い	書類発送日 含む7日	書類発送日 含む7日	書類発送日含む 7日	ただし、2年以上の隔たりがある場合に限りクレームと する。
	54	触媒の欠品・加工・規格外付替 え	車両到着日 含む3日	車両到着日 含む3日	車両到着日含む 3日	触媒欠品・加工・規格外付替え車両の出品は、出品票の注 意事項欄へそれらの状態を申告(記載)する必要がある。 社外マフラー装着の申告のみでは触媒欠品とみなさな い。クレーム裁定は原則キャンセルとする。 触媒内部の抜き取り、隠蔽目的のパイプ加工等、故意に 事実を隠蔽しているとJUCが判断した場合、規定のク レーム受付期間以降でもクレーム申立を認めるものと し、クレーム裁定とは別に利用停止等の制裁を課すこと がある。
	55	落札金額10万円以下の車両 (落札価格に手数料は含まない)				出品者の掲載相違については原則値引き対応。 修復歴、エンジン・ミッション等主要箇所の重大な不具 合の場合はJUCの判断とする。
	56	前項各本文に該当する場合でも、 JUCが相当と認めた場合				クレーム申請を容認し、適宜裁定を下すことができる。

別表Ⅳ ペナルティー裁定基準

	ペナルティー発生事由	ペナルティー裁定
①	落札者都合によるキャンセル	該当車両の落札日から翌営業日 17:00 までに JUC に申立を行った場合に限り、売買契約の解除を行うことができる。 ただし、期日の最終日が JUC の休業日に当たる場合は、JUC の判断により申立期間の最終日が JUC 翌営業日になることがある。 ペナルティー5万円+成約料+落札料+JUC が認める諸経費(販売遺失利益は含まない)とする。
②	出品者都合によるキャンセル	該当車両の落札日から翌営業日 17:00 までに JUC に申立を行った場合に限り、売買契約の解除を行うことができる。 ただし、期日の最終日が JUC の休業日に当たる場合は、JUC の判断により申立期間の最終日が JUC 翌営業日になることがある。 ペナルティー5万円+成約料+落札料+JUC が認める諸経費(販売遺失利益は含まない)とする。
③	納税証明書が成約車両に添付されていない場合	落札者は車検満了日の前月から請求することができる。(必ず JUC を介して申し出ること) 出品者は JUC から連絡があった日を含む 7 日以内に提出をしなければならない。7 日以内に提出できない場合、ペナルティー 1 万円、以降 1 日経過毎に 2 千円を加算する(JUC の休業日は除く)。 ただし、納税証明書の提出ができない場合でも、納税されていることが確認できた場合は上記の限りではないものとする。
④	自動車税が未納で車検が受けられない場合	ペナルティー 1 万円 以降 1 日経過毎に 2 千円を加算(JUC の休業日は除く) ただし、車検満了日の 1 か月前からペナルティー対象とする。
⑤	JUC の定める書類提出期限を超過しても書類を提出しない場合	ペナルティー 1 万円 以降 1 日経過毎に 2 千円を加算(JUC の休業日は除く)
⑥	落札日を含め 21 日を経過しても JUC に書類の提出がない場合	落札者もしくは出品者のキャンセル申立を認め ペナルティー 1 0 万円+上記⑤の書類遅延ペナルティー+成約料+落札料+JUC が認める諸経費(販売遺失利益は含まない)
⑦	落札日の翌々末日、または出品申込書に記載された名義変更期限までに移転登録または抹消登録しない場合	名義変更期限より 1～7 日遅延: ペナルティー 1 万円 8～14 日遅延: ペナルティー 2 万円 15～21 日遅延: ペナルティー 3 万円 以降、上記計算方法により 1 万円を加算
⑧	落札日の翌々月 5 日名義変更期限の 5 日後 17 時までに移転登録または抹消登録の完了証明(名変コピー等) JUC に提出しない場合	ペナルティー 1 万円
⑨	軽自動車において、税止め処理を怠り、翌年度以降も軽自動車税が旧所有者に発生した場合	ペナルティー 1 万円
⑩	落札日を含む 7 日入金期限を超過しても落札請求代金を決済しない場合	JU ナビ&JU トレードの利用を一時停止する。 1 日あたり、落札台数請求件数(車両代金の場合は落札台数) × 2 千円のペナルティー。 なお、JUC は、落札請求代金決済の遅延が重なる者について、JU ナビ&JU トレードの会員登録の取消しをすることができる。
⑪	譲渡証、委任状、印鑑証明書および有効期限のある書類の有効期限の失効、書き損じによる差替え、紛失による再交付を依頼する場合	下記金額にて差替え依頼ができる。(必ず JUC を介して申出をすること) 印鑑証明書・・・3 万円 委任状・・・2 万円 譲渡証・・・2 万円 その他証明書(贈本・抄本・住民票等)・・・2 万円 記入申請書・・・2 万円 ただし、譲渡証・委任状の旧所有者(譲渡人・委任者)が記入すべき欄を落札者が書き損じてしまった場合は、上記差替えペナルティーの対象外とする。
⑫	出品者が、規定の名義変更より早期の名義変更を依頼し、落札者がそれを承諾した場合 (出品申込書に名義変更期限の記載があるもの、成約前に出品者からの申告があり落札希望者が承諾した場合は除く)	出品者より落札者へ 1 万円を支払う。
⑬	書類一式(移転・抹消)を紛失した場合	下記金額にて再交付の依頼ができる。 (必ず JUC を介して申出をすること) <普通車> 出品者名義の場合・・・5 万円(実費含む) その他名義の場合・・・1 0 万円(実費含む) <軽自動車> 出品者名義の場合・・・3 万円(実費含む) その他名義の場合・・・5 万円(実費含む) 抹消書類紛失の場合は、上記の限りではない場合がある。
⑭	落札車両の名義変更前に起こした違反(駐車違反、その他違反行為)等、出品者側に問い合わせ等の迷惑行為が発生した場合(出品者起因による落札者への迷惑行為も同様)	ペナルティー 3 万円
⑮	抵当権設定があり移転登録等が出来ない場合	・出品者は JUC から連絡があった日を含む 7 日以内に抵当権設定を解除しなければならない。7 日以内に解除できない場合、ペナルティー 1 万円、以降 1 週間経過毎に 1 万円を加算するものとする。 ・出品者が JUC から連絡した日を含む 1 ヶ月以内に抵当権解除が出来ない場合、落札者はキャンセルすることができるものとする。
⑯	自動車リサイクル法の引取り報告により移転登録等が出来ない場合	・出品者は JUC から連絡があった日を含む 7 日以内に移転登録等ができる状態にしなければならない。7 日以内に対応できない場合、ペナルティー 1 万円、以降 1 週間経過毎に 1 万円を加算するものとする。 ・出品者が JUC から連絡した日を含む 1 ヶ月以内に状態回復が出来ない場合、落札者はキャンセルすることができるものとする。

	ペナルティー発生事由	ペナルティー裁定
⑰	成約前の交通違反等により車検が受けられない場合	<ul style="list-style-type: none"> ・出品者はJUCから連絡があった日を含む7日以内に車検が受けられる状態にしなければならない。7日以内に対応できない場合、ペナルティー1万円、以降1週間経過毎に1万円を加算するものとする。 ・出品者がJUCから連絡した日を含む1ヵ月以内に状態回復が出来ない場合、落札者はキャンセルすることができるものとする。